

イギリスにおける What Works Network、Trial  
Advice Panel、Evaluation Task Force を中心と  
した政策形成・評価の取組に関する調査研究  
報告書

令和4年3月

(一財) 行政管理研究センター

## 目次

<u>1. はじめに</u> .....	1
<u>2. What Works Network の設置と成果</u> .....	3
<u>(1) What Works Network の設置と WWC の役割</u> .....	3
<u>(2) What Works Team の役割</u> .....	6
<u>3. Trial Advice Panel の設置と成果</u> .....	8
<u>(1) Trial Advice Panel の設置</u> .....	8
<u>(2) TAP 支援の事例</u> .....	10
<u>4. Evaluation Task Force の設置と成果</u> .....	13
<u>(1) Evaluation Task Force の設置と 2021 年 Spending Review</u> .....	13
<u>(2) 会計検査院 (NAO) による政府支出評価</u> .....	14
<u>5. おわりに</u> .....	17
<u>参考資料</u> .....	18

## 1. はじめに

本稿は、イギリスにおける What Works Network (WWN)、Trial Advice Panel (TAP) 及び Evaluation Task Force (ETF) といった内閣府並びに財務省の主導による「エビデンス（証拠）に基づく政策形成」(Evidence-Based Policy Making; EBPM) を支える体制と取組、及びその成果について取りまとめたものである。

イギリスは、EBPM の先進事例として捉えられている。イギリスで本格的な EBPM の導入を始めたのは労働党のブレア政権（1997 年-2007 年）だが、2010 年の保守党への政権交代後もエビデンスに基づく政策形成は継承されている。

EBPM を支えるのはエビデンスの供給である。イギリスでは医療分野におけるエビデンス仲介機関として 1999 年に国立医療技術評価機構（National Institute for Health and Care Excellence: NICE）が設立されていたが、2011 年の『開かれた公共サービス白書』（Open Public Service White Paper）において NICE をモデルとしたエビデンス仲介機関を他の主要な社会分野へと拡大させることが記載され<sup>1</sup>、2013 年には Civil Service Reform 計画の主要な措置として政府から独立した社会政策のエビデンス仲介機関（What Works Centre: WWC）のネットワークである WWN が構築されることとなった<sup>2</sup>。社会政策の各分野にまたがった 1 つの中核的な WWC の創出ではなく、政策分野ごとの WWC のネットワーク設立となったのは、各政策分野のニーズを反映させやすくするという意図によるものである<sup>3</sup>。

WWN を主導し、WWC の発展を支援し、大臣や内閣官房長(Cabinet Secretary：我が国の内閣官房副長官（事務）に相当)等の政府リーダーに政策決定におけるエビデンスの有効性について助言する役割を担うのが、内閣府の上級公務員である What Works National Adviser であり、What Works National Adviser に 3 人のフルタイムスタッフを加えた What Works Team (WWT) が WWN を調整するために内閣府に設置されている<sup>4</sup>。WWT は各 WWC の責任者から構築される What Works Council を招集し、その議長は What Works

---

<sup>1</sup> HM Government, *Open Public Services White Paper*, 2011, pp. 29-30.

<sup>2</sup> HM Government, *What Works: Evidence and Centres for Social Policy*, 2013, p.1.

<sup>3</sup> Ibid.

<sup>4</sup> HM Government, *What Works*, p.4; Cabinet Office and The Rt Hon Oliver Letwin, “David Halpern appointed as What Works National Adviser,” Press release, 02 July 2013. What Works Network, “About the What Works Network,”.

内山融ほか「英国におけるエビデンスに基づく政策形成と日本への示唆—エビデンスの『需要』と『供給』に着目した分析」『RIETI Policy Discussion Paper Series』18-P-018、2018 年、50 頁。

National Adviser が務める<sup>5</sup>。

2015年、エビデンスの蓄積が弱い分野におけるEBPMを支援するために、内閣府はESRC (Economic and Social Research Council) と共同でTAPを設置し、WWTがその運営にあたっている。TAPは約50人の公務員及び外部研究者の専門家から構成され、政策のインパクト評価の実施を考えている政策チームや分析専門職に無料でアドバイスを提供する<sup>6</sup>。

エビデンスの供給体制が構築される一方で、取組の遅れが指摘されてきたのが政策の事後評価 (evaluation) である。2020年のSpending Review (歳出計画) において歳出におけるエビデンスと政策評価の重要性が強調されたことを受けて、内閣府と財務省は共同でETFを設置した<sup>7</sup>。ETFの役割は、各省庁に対してはインパクト評価の設計や実施について助言し、財務省Spending Teamに対しては、歳出決定にあたって各省庁の歳出計画の基となっているエビデンスや評価計画についての助言を与えている。ETFが各省庁に外部のアドバイスや評価にあたっての支援の利用を提供する場合は、WWNやTAPを通じて行っている。

以上のように、イギリスのエビデンスの供給と政策のインパクト評価を支える仕組みは形成されてきた。第2節以下では、WWN、TAP及びETFの設置とその成果について、個別に紹介する。

---

<sup>5</sup> WWN, “About the What Works Network.”

<sup>6</sup> Cabinet Office, “About the What Works Trial Advice Panel (TAP),” What Works blog.

What Works Network and Economic and Social Research Council, *The Rise of Experimental Government: Cross-Government Trial Advice Panel Update Report*, 2018 p.6.

<sup>7</sup> Evaluation Task Force, “About us”.

Wheatley, Martin, “Spending Review 2020: Do outcomes for departments point to a new way of measuring performance?” *Civil Service World*, 27 Nov 2020.

## 2. What Works Network の設置と成果

### (1) What Works Network の設置と WWC の役割

第1節で述べた通り、イギリス内閣府と財務省による2013年のWWNの設置は、NICEをモデルとするエビデンス仲介機関(WWC)を社会政策の諸分野へと拡大するものであった。医療分野において、1999年に設立されたNICEは、国民保健サービス(National Health Service: NHS)に対し、独立した研究機関として専門家や政治家と協力し、病気の予防、診断、治療における最適な方法についてエビデンスに基づく助言を提供してきた<sup>8</sup>。リーマンショックの影響による財政悪化を背景に、財政再建と経済回復を最重要課題としていた保守党キャメロン政権は、エビデンスの活用による効率的な公共サービスの提供を重視し<sup>9</sup>、2011年の『開かれた公共サービス白書』では「何が有効か」(what works) 認証することの必要性と、NICEをモデルとするエビデンスの認証機関の設立が唱えられた<sup>10</sup>。

イギリス政府は、ESRC等の公共サービスや研究分野におけるパートナーの協力のもと、エビデンスは存在するものの当局によるエビデンスの統合や伝達が限られており、その必要性が高いと考えられる分野を特定した。その結果、2013年にWWCのネットワークであるWWNが構築されることになり、NICEと、2011年に設立されていた教育分野のWWCである教育基金財団(Education Endowment Foundation: EEF)に加えて、犯罪抑止、地域経済の活性化、高齢者の生活向上、青少年の非行等への早期介入の4分野で新たにWWCが設立され、WWNに参加することになった。先述した通り、社会政策の諸分野に対応する1つの中核的なWWCの創出ではなく、政策分野ごとのWWCのネットワーク設立となったのは、各政策分野のニーズが異なることによる。例えば、エビデンスの主要な利用者は、犯罪抑止分野では地方の犯罪・警察コミッショナーや警察本部長、警察官であるが、地域経済の活性化においては地域産業パートナーシップや地方自治体、近隣住民であり、こうした利用者の違いやエビデンスを生み出す研究者のコミュニティのニーズに合ったWWCが求められたためである<sup>11</sup>。

2019年10月現在、WWNは9つの正式(full)メンバーと、3つの関係機関(Affiliate)、1つの準メンバー(Associate)の13機関で構成され、合計で2500億ポンド以上の公的支

---

<sup>8</sup> HM Government, *What Works*, p.1, p.6.

<sup>9</sup> 小池拓自「第3章 海外におけるEBPMの先行事例」『EBPM(証拠に基づく政策形成)の取組と課題—総合調査報告書—』(調査資料2019-3)国立国会図書館、2020年、66頁。

<sup>10</sup> HM Government, *Open Public Services White Paper*, pp.29-30.

<sup>11</sup> HM Government, *What Works*, pp.1-3.

出がなされている政策分野を対象とする<sup>12</sup>。各 WWC の組織形態は様々であり、非政府公共機関である場合もあれば、慈善団体となっている場合もあるが、いずれも政府から独立している<sup>13</sup>。また、資金の拠出元も各 WWC で異なる。WWN を構成する WWC の一覧を表 1 に示す。

表 1 WWN を構成する WWC

資格	組織	政策分野	設立年	概要
full	National Institute for Health and Care Excellence (NICE)	医療・社会的ケア	1999	医療・公衆衛生・社会的ケアセクターの実務者にエビデンスに基づいたガイダンスや助言、パフォーマンスの指標等を提供
	Education Endowment Foundation	教育	2011	(特に障がいのある) 3-18 歳の教育達成を目指し、教師等に「何が有効か」エビデンスを提供
	College of Policing What Works Centre for Crime Reduction	犯罪抑止	2013	犯罪防止に関するエビデンスを照合・共有し、警察のエビデンス活用を支援
	Early Intervention Foundation	青少年の非行等への早期介入	2013	エビデンスを創出・照合・普及し、政策に反映させることで、青少年(18 歳以下)の非行等を防ぎ、生活を向上させるための早期介入を支援
	What Works Centre for Local Economic Growth	地域経済活性化	2013	政策設計・実践におけるエビデンスの利用の促進と質の高いインパクト評価の実践を支援し、地域経済活性化政策の費用対効果を向上
	Centre for Ageing Better	高齢者の生活の質向上	2015	高齢化社会における高齢者の雇用・住居・健康の向上と、高齢者に優しいコミュニティ形成を目指した政策のためのエビデンス提供
	What Works Centre for Wellbeing	幸福度 (wellbeing) 向上	2014	政府・ビジネス・コミュニティ・個人が幸福度の向上に利用できる有効なエビデンスの蓄積と共有

<sup>12</sup> “Guidance What Works Network,” 28 June 2013 (last updated 22 Oct 2019).

<sup>13</sup> 内山融ほか、47 頁。

	Centre for Homelessness Impact	ホームレス支援	2018	ホームレス状態にある、又はホームレス状態になる危険がある人々を支援し、ホームレス問題の解決を目指した政策のためのエビデンス提供
	What Works for Children's Social Care	児童への社会的ケア	2018	里親制度や児童福祉施設から自立した若者への支援など、児童の社会的ケアセクターの実務家や政策決定者にエビデンスを提供
Affiliate	Youth Endowment Fund	青少年犯罪	2019	イングランドとウェールズの 10-14 歳を対象に、青少年が犯罪や暴力に巻き込まれるのを防ぐためのプログラムを対象とした基金。対象プログラムを評価し、エビデンスを蓄積
	Youth Futures Foundation	若年層の雇用	2019	差別や不利な立場に苦しむ周縁化された若者（14-24 歳）への理解と雇用支援につながるプロジェクトに対する基金。対象プロジェクトや調査研究によるエビデンスの蓄積
	Centre for Transforming Access and Student Outcomes	高等教育	2019	特に高等教育の専門家に対し、高等教育における格差を解消するための就学支援や学業達成に関するエビデンスの提供
Associate	Wales Centre for Public Policy	ウェールズの公共政策	2017	ウェールズの社会・経済・環境問題に対応するウェールズ政府の政策と公共サービスの向上に寄与するエビデンスの提供

(<https://www.whatworksnetwork.org.uk/what-works-centres/>及び各機関 HP より作成)

WWC の役割は、各政策分野の焦点や資金によって異なるが、共通するのは、①エビデンスの創出 (generating evidence)、②伝達 (translation)、③適用 (adoption) である<sup>14</sup>。

エビデンスの創出は、既存のエビデンスの体系的な評価 (assessments) と、エビデンスが弱い分野の欠落を新規の研究によって埋めることで行われる。まず、エビデンスを照合し、

<sup>14</sup> WWN, *The What Works Network: Five Years On*, 2018.

小池拓自「エビデンス仲介機関としての英国 WWCLEG の取組—英国における地域経済成長政策と EBPM—」『レファレンス』835 号、国立国会図書館、2020 年、7-8 頁。

ラピッド・レビューやシステマティック・レビューを用いた体系的な評価を行うことで、WWC は政策の有効性を判断する根拠を実務家に提供する。こうした WWC によるエビデンス評価は、WWN 設立から 5 年間で 288 にのぼり、そのうち 48 がシステマティック・レビューである。また、評価によってエビデンスが弱いと特定された分野に対して、WWC はエビデンスの欠落について公開し、欠落を埋める研究を奨励する。例えば、NICE は「推奨される研究」を公開し、資金提供団体が新規の研究によって利益を得られる問題を特定しやすくすることで、エビデンスの欠落を埋める研究を促している。また、エビデンスの欠落を埋めるために、WWC が直接研究を行う場合もある。

伝達とは、エビデンスを利用しやすくするために、研究成果を実務家や政策決定者に理解しやすい形で提供することである。例えば、伝達手段の一つとして、WWC は政策や介入をエビデンスの有効性、コスト、強さによって比較できるエビデンス比較ツールキットの提供を行っている。また、時間に余裕のない実務家がエビデンスを利用しやすいように、WWC はエビデンス評価をガイドラインの形で提供することも多い。さらに、ソーシャル・メディアを含むデジタルメディアや、セミナー等のアウトリーチ活動も活用されている。

適用は、政策や実践におけるエビデンスの適用を促進するために行う活動、すなわち、ガイドラインの公表に留まらない、エビデンスを利用する実務家との意見交換や、エビデンスを利用する能力向上のための研修の提供、自治体や政策決定者との連携といった活動を指す。また、小規模の実験によって効果的と考えられた介入をより大規模で行うことで、エビデンスの実践への適用を促進するという手段が取られることもある。エビデンスを利用する実務者の能力向上を図る研修には、WWN を運営する WWT の取組が挙げられるが、WWT については次項で説明する。

## (2) What Works Team の役割

WWN を主導するのは、内閣府の上級公務員である What Works National Adviser である。What Works National Adviser は、WWC が予定通りに設立され、モデルとする NICE の基準を満たしたものとなるように保証する役割を担う。また、上述したように、What Works National Adviser は、大臣や内閣官房長等の政府リーダーに政策と歳出に関する決定におけるエビデンスの有効性について助言を与える<sup>15</sup>。2013 年の設置以来、What Works National Adviser は David Halpern が務めている。なお、David Halpern は後述する Behavioural Insights Team (BIT) のトップでもある。

---

<sup>15</sup> HM Government, *What Works*, p.4.

Cabinet Office and The Rt Hon Oliver Letwin, “David Halpern appointed as What Works National Adviser”.

WWN, “About the What Works Network”.

内山融ほか、前掲書、50 頁。



WWN を調整するために内閣府に設置されたのが、What Works National Advisor と 3 人のフルタイムスタッフで構成される WWT である。WWT の目的は、政策設計と公共サービスの提供における試験とインパクト評価の定着である。WWT の具体的な活動は、次の通りである。

①WWT は WWN の運営にあたって、各 WWC の責任者で構築される What Works Council を四半期ごとに招集し、その議長は What Works National Adviser が務める。また、What Works 運営会議 (Operational Meeting) も WWT によって招集される<sup>16</sup>。

②WWT は各省庁に政策やサービスの効果を測る有効な方法を用いた試験を行うように働きかけ、WWC によるエビデンス創出を補っている。この活動における連携機関は、主に財務省、政府科学局 (Government Office of Science)、内閣府経済・内政事務局、及び内閣府政策実施ユニット (Implementation Unit) である。例として、WWT は、エビデンスの欠落を埋めるための活動として、各省庁が直面している研究課題についてまとめた Areas of Research Interest の出版を奨励する政府科学局の政策を支援している<sup>17</sup>。

③WWT は公務員に対し政策の有効性の試験で用いられる方法についての研修を提供している。例えば、幹部要員として採用されるファーストストリーム試験合格者への研修や、政策専門家向けのオンライン教材の開発、潜在能力の高いグレード 6 及び 7 (我が国の課長補佐クラスに相当) の公務員に対するリーダーシップ開発カリキュラム (Future Leaders Scheme) での研修などが行われている。また、エビデンスの創出だけでなく、公務員のエビデンス活用能力の向上のための研修支援も行っている<sup>18</sup>。

④エビデンスを政策へと適用する省庁等の能力を向上させるために、WWT は各省庁とエビデンス検査 (evidence audits) を行っている。エビデンス検査は WWT と検査を行う省庁及び他省庁の有志からなる共同チームで行われ、エビデンスの利用が強化可能な領域を特定する。エビデンス検査の狙いは、エビデンス使用を規定する形式的な体制作りではなく、リーダーシップの行動指針や専門家のネットワーク等を通じて省庁の組織にエビデンス使用の文化を根付かせることにある<sup>19</sup>。

⑤WWT は、政府をまたいだ会議やワークショップの開催、ソーシャル・メディア、出版物を通じた WWC の調査結果の伝達や、内閣府が設置した Trial Advice Panel (TAP) の運営も行っている。次節では、この TAP について述べる。

---

<sup>16</sup> WWN, “About the What Works Network.”

<sup>17</sup> WWN, *The What Works Network*, p.10, p.15.

<sup>18</sup> Ibid. p.19, pp. 34-35.

<sup>19</sup> Ibid., pp.32-33.

### 3. Trial Advice Panel の設置と成果

#### (1) Trial Advice Panel の設置

2015年に内閣府がESRCと共同で設置したTAPは、政策形成における対照実験の利用促進と質の向上を目的とする専門家集団であり、WWTによって運営されている。約50人の政府内外の専門家から構成されるTAPは、全ての行政職員に対し、政策が実際に望んでいる結果をもたらすか測るための有効なインパクト評価の計画・実施を行うにあたっての助言や支援を無料で提供する。設置から4年間で、TAPは24の省庁及び公的機関における合計72のプロジェクトに対し助言を行っている。さらに、TAPは行政職員がインパクト評価の利点や専門的事項を学ぶ研修にも関与している<sup>20</sup>。

なお、TAPの役割はインパクト評価のための実験を実施する省庁への助言に限定されるものであり、TAP自体が評価を行う主体となることも、TAPが各省庁の分析専門職や実験チームの代わりとなることもない。また、TAPは評価の品質保証も行わないことになっている<sup>21</sup>。

TAP設置の背景には、政策形成における実験的手法の利用拡大への要求がある。2010年に内閣府に設置されたBehavioural Insights Team (BIT)は、行動科学の知見 (behavioural insights) に基づき、イギリス政府におけるランダム化比較試験 (RCT) の利用を促進した<sup>22</sup>。臓器ドナーの登録や税務コンプライアンスといった分野における実験的手法の利用の成功は、政府省庁における行動科学の知見に基づく実験の利用を拡大させ、多くの省庁では所管する分野における実験を実施するためにBITのような機能を内部に設置することになった。2012年には内閣府が政策形成におけるRCT利用のためのガイドブック *Test, Lean, Adapt* を作成している。2013年に、内閣府と財務省は歳出が利用可能な最善のエビデンスに基づいて行われるようにするWhat Works イニシアティブを開始し、政策形成におけるエビデンスの創出と利用を促進するために内閣府にWWTが設けられた<sup>23</sup>。

行政サービスの一部において実験的手法が活用されるようになる一方で、多くの分野においては、政策の適用がもたらす効果についての理解が不十分であった。行政職員が実験的手法を利用するうえで障壁の一つと考えられていたのは、実験的手法と評価を可能にする政策設計を行うにあたり、適切な技術的アドバイスが得にくいことであり、TAP設置の狙

---

<sup>20</sup> Cabinet Office, “About the What Works Trial Advice Panel (TAP).”

WWN and ESRC, “The Rise of Experimental Government,” p.6.

<sup>21</sup> Cabinet Office, “About the What Works Trial Advice Panel (TAP).”

<sup>22</sup> WWN and ESRC, “The Rise of Experimental Government,” p.7. BITは2014年に内閣府とNesta財団が共同出資する企業となり、2021年にNesta財団所有となっている。

<sup>23</sup> Ibid., p.7, p.10.

いは、実験や評価の経験が浅い省庁や政策プログラムに対し、実験的手法の専門家へのアクセスを容易にすることで、実験的手法を行う障壁を削減することにあつた<sup>24</sup>。

EBPM の促進に加えて、デジタル技術の進化により、デジタル技術を使用した実験の機会が増大したことも、TAP 設置の背景にある。既に AB テストのような Web マーケティングの手法が政府デジタルサービス (Government Digital Service) によって利用されるようになっており、デジタルサービスの社会的効果の測定試験への助言が求められていた<sup>25</sup>。

TAP による政策チームへの技術的な助言は、研究手法、分析技術、実験の設計に関する知見など多岐にわたり、TAP メンバーから選ばれた政策チームの関心領域の専門家によって個々の必要に即して提供される。また、TAP と政策チームとの関わり方も必要に応じて様々であり、E メールや電話による相談に留まる場合もあれば、TAP が RCT の全過程に関わる場合もある<sup>26</sup>。

実験の設計や実施、分析等を考えている行政職員が TAP による助言を希望する場合、支援の流れは、通常次の通りである。まず、支援希望者が自身と同じ省庁に所属する TAP メンバーを通じて、あるいは E メールによって TAP に連絡すると、TAP の政府内メンバーが申請者に連絡し、申請者のプロジェクトが適切か初回評価を行う。また、申請者はプロジェクトに関する情報及び TAP への質問を記入する申請書類の提出が要求される。初回評価と申請書類の提出後、申請者のプロジェクトに適した研究手法や政策分野の専門家が TAP から選定され、電話又は対面による初回ミーティングが調整される。申請から専門家との初回ミーティングまでにかかる期間は、通常 1 週間以内である。申請者の要望と必要に応じて継続支援が調整されるが、申請者が継続支援を必要としない場合、支援は終了し、申請者はフィードバック・フォームの記入・提出が求められる。TAP メンバーとのやり取りは内密にされ、助言を受けた省庁や公的機関は TAP の助言に拘束されない。また、TAP の活動は、WWT によって招集された運営グループによって定期的な見直しが行われる<sup>27</sup>。

WWT と ESRC による 2018 年の TAP に関する報告書によれば、政策プロジェクトへの助言を通じた TAP の成果として、次の 5 点が挙げられる<sup>28</sup>。

第一に、TAP は行政職員が自身で対照実験を行う能力の向上に寄与することで、政府内に実験的手法を利用する文化を根付かせることに貢献してきた。TAP は実験的手法を行う経験が浅い省庁が RCT を行うことを支援し、その結果、そうした省庁で新たな対照実験への取り組みが促進されたのである。

---

<sup>24</sup> Ibid., p.9.

<sup>25</sup> Ibid., p.7.

<sup>26</sup> WWT and ESRC, “The Rise of Experimental Government,” p.9.

Cabinet Office, “About the What Works Trial Advice Panel (TAP).”

<sup>27</sup> Ibid.

<sup>28</sup> Ibid., pp.13-15.

第二に、TAP の支援により、従来 RCT を行うのが困難であると考えられていた微妙で複雑な政策領域に実験的手法が取り入れられるようになった。こうした政策領域には、終末期ケア、家庭福祉、コミュニティの一体性、及び国境警備等が含まれる。

第三に、TAP は必ずしも実験的手法を推薦するのではなく、RCT が適さない場合についての助言も行っている。また、実験的手法を行う場合でも、RCT が実用性や倫理の観点から適さないと考えられる場合の評価手法として、ウェイトिंगリスト・コントロール・デザインや傾向スコア・マッチング等、様々な準実験的手法についての助言を提供している。

第四に、TAP は公務員の経験的手法への認識を高めるために、研修や指導の提供を行っている。2017 年以降、TAP メンバーは Future Leaders Scheme において RCT の設計を行う研修を支援している。

最後に、外部から研究者が参加することによって、TAP は学術研究者が政策決定者のニーズを理解する機会を提供し、政策決定者のニーズに即した学術研究の促進を図っている。

## (2) TAP 支援の事例

ここでは、TAP が支援した政策プロジェクトの具体例を紹介する。

### ①英語学習の提供を通じた社会的一体性構築プロジェクト<sup>29</sup>

2016 年、住宅・コミュニティ・地方自治省 (the Ministry of Housing, Communities and Local Government: MHCLG) は、共同体による英語学習プログラムを通じたコミュニティの一体化に関する初のランダム化されたウェイトングリスト・コントロール・デザインによる実験を行い、英語学習が社会的一体性の構築につながるという仮説を検証した。この介入実験は、特に英語の習熟度が低い南アジア出身の女性を対象に、11 週間にわたる合計 66 時間の授業及びクラブ・セッションを通じた英語学習を行うもので、プログラムの設計・実施を行ったのは MHCLG であるが、TAP が一貫して支援し、特に実験の設計では BIT が、インパクト評価では TAP が助言を行っている。この実験では、コントロール・グループに属する人々に英語学習が提供されないのではなく、英語学習の開始日を 4 か月遅らせることで、実験の対象者全員に学習機会が与えられるという、倫理的な配慮がなされた設計となった。実験の結果、英語学習への参加は英語能力を向上させるだけでなく、文化的に異なっている人々の人間関係形成を促進することが明らかとなった。この結果を踏まえて、政府の 2018 年の「社会的一体性構築戦略」素案 (Integrated Communities Strategy green paper) には、600 万ポンドの予算による地域における社会的一体性構築に向けた英語学習プログラムの提供が組み込まれたのである。

---

<sup>29</sup> WWN and ESRC, “The Rise of Experimental Government,” pp.16-17.

Maria O’Beirne, “Learning what works in building integrated communities,” What Works blog, 22 June 2018.

### ②より安価な電気・ガス料金利用の促進プロジェクト<sup>30</sup>

2017年、ガス・電力市場監督局（the Office of Gas and Electricity Markets: Ofgem）の Behavioural Insights Unit は、BIT 及び TAP の支援のもと、約 15 万世帯を対象とする初の大規模 RCT を行った。この RCT は、より安い電気・ガス料金が利用可能であることを消費者に喚起する手紙の有効性を試験するもので、対象となる世帯を a)現在契約している供給業者から手紙を送るグループ、b)Ofgem から手紙を送るグループ、c)手紙を送られないグループ（対照群）に分け、手紙送付後の行動を 30 日間モニタリングしたものである。実験の背景には、市場における最良の契約に切り替えることで、1400 万世帯が年間 200 ポンドのエネルギー料金を節約できるという試算がある一方で、消費者の行動が伴わず、市場競争が抑制されていた状況がある。RCT の結果、手紙を受領したグループ（a 及び b）の契約切り替え率は 2.9 パーセントであったのに対し、手紙を受領しなかったグループの切り替え率は 1 パーセントであり、契約切り替えにおける手紙送付の有効性が示された。また、グループ a の契約切り替え率（3.4 パーセント）はグループ b の契約切り替え率（2.4 パーセント）よりも高く、手紙の送付者による効果の違いも明らかになった。この結果を受けて、Ofgem の Behavioural Insights Unit は手紙のバリエーションを増やしたより広範な RCT を企画し、初回の RCT の結果を確認することで、政策決定の基盤となる情報の提供を図っている。

### ③終末期ケア向上のためのビフレンディング・サービス利用プロジェクト<sup>31</sup>

ソーシャルアクションの発展と拡大を目的に 2013 年に内閣府に設置されたソーシャルアクションセンター（Centre for Social Action）は、通常のケアに終末期ケアにおけるビフレンディング・サービス（ボランティアによる定期訪問サービス）を加えることが終末期における患者の生活の質（quality of life）を向上させるという仮説を検証する小規模な RCT を行った。RCT の背景として、在宅での終末期ケアにおいて、ケアの提供は専門家に限られたものではなく、ボランティアの協力が終末期ケアサービスの重要な一部であると認識されるようになっていたにも関わらず、その効果を示すエビデンスが少なかったという状況がある。

この RCT では、ランダム化されたウェイティングリスト・コントロール・デザインが用いられ、参加者 195 人が、ビフレンディング・サービスが即座に提供されるグループと、4 週間後に提供が開始されるグループ（対照群）にランダムに割り当てられた。TAP が提供したのは、参加者の適格基準の設定や同意、終了時期の設定、ボランティア組織とのコミュニケーション、及びこの RCT を評価する外部組織との連絡といった問題に関するアドバイ

---

<sup>30</sup> WWN and ESRC, “The Rise of Experimental Government,” pp.17-19.

<sup>31</sup> Ibid., p.21.

スである。この RCT は予備的なものであり、結果が統計的に有意なものだと判断するにはより大規模な RCT が必要ではあったが、ビフレンディング・サービスが患者の身体的な生活の質の衰退を遅らせる効果の可能性が示され、また、ボランティアの研修の効果等、将来的な研究の展望を開くことができた。

#### ④初心者ドライバーに対する路上練習奨励プログラム<sup>32</sup>

2016 年及び 2017 年、運輸省 (Department for Transport) は、運転者・車両規格庁 (Driver and Vehicle Standards Agency: DVSA) と協力して、初心者ドライバーが技能試験を受ける前により多くの路上練習を奨励することで、初心者ドライバーによる交通事故の可能性を減少させる介入の効果を測る大規模 RCT (参加者 58,179 人) を行った。運輸省によれば、初心者ドライバー (特に、技能試験後 6 か月以内のドライバー) は他のドライバーと比較して衝突事故を起こす可能性が高く、このリスクは 25 歳以下のドライバーではより高くなっている。こうした初心者ドライバーや若年ドライバーが抱える高いリスクの要因として運転経験の不足があり、運転技能習得に関する直近のエビデンス・レビューでは、技能試験前の路上練習を増やすことがリスクを下げると示されていた。

この RCT は、DVSA のオンライン技能試験予約システムにおける予約時の規定値設定、及び試験日 2 週間前の E メールによるリマインダーが、参加者がシステムにログインした時から技能試験までの日数に与える影響を測るもので、結果分析には、コックス回帰による生存分析が用いられた。TAP は、RCT の初期設計及び結果分析にアドバイスを提供している。

RCT の結果を再予約の行動を考慮して分析したところ、技能試験受験までの練習期間に統計的に有意な影響が見られた介入は、十分な路上練習が事故の防止につながるという「安全メッセージ」と再予約のための Web サイトのリンクを伝える E メールのみであった。この結果を踏まえて、DVSA はオンライン技能試験予約システムに、安全メッセージを記載した Eメールの配信を可能にする変更を加えることを検討している。また、技能試験の予約時、及び E メールによる 2 週間前のリマインダー以外の初心者ドライバーへの介入や、他の交通安全策との組み合わせによる、より大きな効果を与える介入の効果を測る RCT の実施も検討している。

WWN 及び ESRC による TAP に関する報告書によれば、支援先の担当者が TAP の利点として共通して挙げているのが、TAP の助言が省庁の政策チームに、実施する RCT が適切なものであるという確信を与えることである。また、TAP の助言が外部に対して、実施する RCT の質を保証するものとなっていることも、利点として挙げられている<sup>33</sup>。

---

<sup>32</sup> Ibid., pp.21-22.

<sup>33</sup> Ibid., pp.16-22.

## 4. Evaluation Task Force の設置と成果

### (1) Evaluation Task Force の設置と 2021 年 Spending Review

2020 年の Spending Review では、有益な予算の使用を測るにあたって、結果、つまり予算の国民生活へのインパクトが重視され、「何が有効か」理解するために必要な質の高い政策評価 (evaluation) の重要性が強調された。これを受けて、内閣府と財務省は共同で ETF を設置し、1700 万ポンドの予算を配分した<sup>34</sup>。

ETF 設置の狙いは、政策の有効性を示すエビデンスが予算決定の中核となることを確保することである。ETF は、政策が継続、拡大、修正、あるいは中止されるべきかの判断の基準となる政策評価の方法の継続的な向上を図ることを目的とし、政府における評価を活用するうえでの主要な障壁を取り除き、評価と実験の文化を促進することを職務とする<sup>35</sup>。

先述した通り、ETF の主な活動は、インパクト評価の設計や実施についての各省庁への助言や、歳出決定にあたり、各省庁の歳出計画の基となっているエビデンス及び評価計画について財務省 Spending Team への助言である。各省庁が外部からのアドバイスや評価にあたっての支援を必要とする場合は、WWN や TAP を通じてそうした外部支援を提供する。また、ETF は各省庁が用いているデータ、評価計画及び調査結果の透明性が高くなるように各省庁に促し、説明を求めることや、エビデンスに基づく政策を促進するうえで必要な、政策、分析、財政の専門家を含む政府の関係者との関係構築も行っている<sup>36</sup>。

2021 年の Spending Review で、ETF は財務省 Spending Team と連携して各省庁の予算案の根拠となっているエビデンスの質を検討し、各省庁が対照実験を活用して政策が有効なものだと理解しているか確認を行った。ETF は 80 以上の政策案を検討し、予算が付けられた政策プログラムに対する評価の質を向上させるために、財務省と共同で省庁の予算配分における評価規程を設けている<sup>37</sup>。政府が重点的と考える分野において ETF が省庁と連携して政策案が十分な評価計画を伴っているか確認したプログラムには、コロナ禍に苦しむ中小企業に経営スキル習得コースの提供とデジタル技術の活用を支援する Help to Glow や、イングランドの発展が遅れている地域における青少年の生活向上を目的とする Youth Investment Fund といった、政府が最重要政策と位置付けている政策も含まれる<sup>38</sup>。

また、2021 年秋の予算では、「何が有効か」についての理解を促進し、エビデンスの欠落

---

<sup>34</sup> HM Treasury, *Spending Review 2020*, 2020, p.46, p.88.

<sup>35</sup> ETF, “About us.”

<sup>36</sup> Ibid.

<sup>37</sup> ETF, “About us”; HM Treasury, *Autumn Budget and Spending Review 2021: A Strong Economy for the British People*, 2021, p.44.

<sup>38</sup> HM Treasury, *Autumn Budget and Spending Review 2021*, p.44.

を埋めるために、2022/23年度からの3年間で1500万ポンドの Evaluation Accelerator Fund (EAF) が財務大臣によって設置され、ETF が運営にあっている。EAF の目的は、(1) 次回の Spending Review における歳出決定の基盤となる情報を得るために、政策評価と政府の重点分野における実用的なエビデンスの創出を促進すること、(2) 各省庁や WWC が取り組んでいないエビデンス基盤を急速に構築し、政府の重点分野におけるエビデンスの欠落を埋めること、(3) サービスの提供にあたっての革新的なアプローチや、新しい政策や介入における効率化と経費削減についてのエビデンスを提供することである。EAF 提供の対象となるのはジョンソン首相が掲げる中核的ミッション (①レベリング・アップ、②温室効果ガス排出量のネット・ゼロ、③教育・職業・技術の提供、④健康増進、⑤犯罪削減と司法制度改善) に合致する評価プロジェクトである<sup>39</sup>。

## (2) 会計検査院 (NAO) による政府支出評価

以上のように、イギリス政府は EBPM の促進に向けた政策を行ってきたが、会計検査院 (National Audit Office: NAO) が 2021 年 12 月に公開した報告書は、政府の活動の多くが適切に評価されていない、もしくは全く評価が行われていないと指摘する<sup>40</sup>。NAO によれば、2019 年に内閣府政策実施ユニットが調査したところ、108 の主要なプロジェクトのうち適切なインパクト評価が計画されていたのは 9 プロジェクトに過ぎず、77 プロジェクトは評価が行われていなかった。これは、全プロジェクトの合計予算 4320 億ポンドのうち、適切な評価が行われたプロジェクトに使われたのは 8% (350 億ポンド) に過ぎず、64% (2760 億ポンド) は評価が行われていないプロジェクトに支払われたことになる。さらに、NAO はこの調査には主要なプロジェクト以外の政府プロジェクトは含まれておらず、通常業務の評価についてのデータを政府は有していないことにも触れ、インパクト評価の適用範囲が不十分であることで、予算の使用が効果的なものとなっているか不確かだと論じている<sup>41</sup>。

NAO は、2013 年の報告書でインパクト評価の利用が不十分であると指摘した後の政府の取り組み、すなわち 2015 年の TAP 設立、2017 年の Government Analysis Function (政府横断分析コミュニティ) 設立、2020 年のマゼンタ・ブック (評価に関するガイダンス) 出版、2020 年の Spending Review における予算使用と評価の連結の明確化、及び 2021 年

---

<sup>39</sup> ETF, “Evaluation Accelerator Fund – Guidance,” 2022. 1. 31.

Johnstone, Richard, “Budget 2021: Evaluation fund launched as departments agree new priority outcomes,” *Civil Service World*, 27 Oct 2021.

<sup>40</sup> National Audit Office, *Evaluating government spending*, 2021, p.6, pp.15-18.

Markson, Tevye, “Most government projects not properly evaluated – NAO,” *Civil Service World*, 2 Dec 2021.

<sup>41</sup> Ibid.



の ETF 設立について、「評価の重視は関係者に歓迎されている」としながらも、内閣府、財務省、並びに Government Analysis Function の最高幹部の役割と責任が不明瞭であると論じている<sup>42</sup>。政府全体の評価システムには多くの機関が関係しているが、評価の提供と利用について全責任を負う機関はなく（図 1）、各機関の役割と責任についての共通理解がなされない限り、評価システムは非効率で非効果的となる可能性があるとして NAO は警告し、財務省と内閣府に、ETF と連携して、財務省、ETF、Analysis Function、Cross-Government Evaluation Group を含む政府各機関の役割と責任を明確化したものを公表することを推奨している<sup>43</sup>。

さらに、NAO は、各省庁が要求されたインパクト評価を行い、政策実践に活用しているか確認するための監督が限定的なものに留まっていると指摘する。NAO によれば、2020 年の Spending Review で財務省は歳出の決定と評価を連携させたが、各省庁が財務省の設置した基準に適合しているのか確認するための手順が設置されていないと省庁側は伝えている。NAO は、過去においてインパクト評価に関する一貫性のある戦略がとられてこなかったことが、インパクト評価における関係機関の責任と役割の不明瞭さや、各省庁における評価の活用と質の差異をもたらしたと論じている<sup>44</sup>。

NAO によれば、各省庁が政策評価を活用するうえでの障壁には、政治的関心の欠如、透明性の不足、行政データ利用への制限、予算執行の期限による政策評価の計画を伴わない政策の実施、政策評価から得た教訓の共有不足などがある<sup>45</sup>。このうち、透明性の不足に関しては、ETF に、政策評価計画及び RCT の手順の概要のリスト化と公開を維持し、省庁に政策評価の結果を政府のホームページ（GOV.UK）で適時に公開するように促す主要な責任があり、ETF は NAO に対し、実施及び公表された政策評価の透明性を高めるために、情報を照合してリストを維持することを計画していると語っている<sup>46</sup>。さらに、政策評価から得た教訓が共有されにくいことについて、ETF は、計画あるいは公表されている政策評価に関する情報を含む様々な出版物の発行を計画している<sup>47</sup>。

なお、イギリス政府は ETF に適用期限を定め、目的の達成度によってその継続を決定するとしている。ただし、目的の達成度を測る評価基準については、具体的に定められていない状態である<sup>48</sup>。

---

<sup>42</sup> Ibid., pp.6-7, 20-23.

<sup>43</sup> Ibid.

<sup>44</sup> Ibid., p.7

<sup>45</sup> Ibid., pp.27-29.

<sup>46</sup> Ibid., p.33.

<sup>47</sup> Ibid., p.39.

<sup>48</sup> Ibid., p.23.

図1 エビデンスの提供と利用に関する政府機関の責任

政策評価の提供と利用について全責任を負う、または監督する機関が政府に存在していない。



(出典) National Audit Office (2021) “Evaluating government spending,” p.16, Figure1 を基に作成。

## 5. おわりに

本稿では、イギリスにおいて EBPM を支える WWN、TAP、及び ETF について、その設置の成果を紹介してきた。

ブレア政権以降、イギリスでは政府の効率化が重視され、EBPM の推進は保守党への政権交代以降も継続されてきた。社会的サービスを社会的企業や、地域コミュニティ、地方公共団体、NGO、ボランティア団体に委ね、情報と資金を提供することでより良いサービスを効率的に提供することを目指す保守党キャメロン政権の「大きな社会」(Big Society) 構想のもと、社会的サービスの担い手がエビデンスを活用するための仕組みの構築が必要とされ、2013 年の WWN の構築及び WWT の設置や、2015 年の TAP の設置といった政策が行われてきたのである。その主眼は、エビデンスの供給にあった。

一方で、政策の評価については不十分だとの指摘が度々なされており、その活用のための取り組みは発展途上の段階にある。エビデンスの供給を促進する仕組みの構築にあたって設置された各機関には、エビデンスの供給だけでなく政策評価を推進する役割が与えられているが、NAO が指摘するように、2019 年まで政策評価を推進する明確なリーダーシップ及び戦略が存在しなかった結果、各機関の役割や責任が不明瞭となっており、また、省庁における政策評価の用いられ方に差が生じている。

2020 年より、内閣府と財務省は、政策評価を推進し、政策の有効性を予算決定の中核とするために、Spending Review で政策の効果を測る政策評価を向上させるように各省庁に要求した。また、2021 年には、評価を活用するうえでの主要な障壁を取り除き、政策評価の方法の継続的な向上を図ることを狙いとして、ETF が設置された。

しかし、先に述べた通り、政策評価の活用にあたっての問題は多く存在し、内閣府は問題の対処には Spending Review の過程を複数年度繰り返す必要があると予想する<sup>49</sup>。また、政策評価の推進に関わる ETF を含む政府各機関の役割と責任が整理され、その機能が十分に発揮できるようになるのにも、ある程度の期間を要するであろう。

---

<sup>49</sup> Committee of Public Accounts, UK Parliament, Twenty-Eighth Report of Session 2 021-22, 03 Dec 2021.

## 参考資料

### 【参考 URL】

What Works Network

<https://www.whatworksnetwork.org.uk/>

What Works Network (英国政府ウェブサイト内)

<https://www.gov.uk/guidance/what-works-network>

What Works blog (英国政府ウェブサイト内)

<https://whatworks.blog.gov.uk/>

Trial Advice Panel (英国政府ウェブサイト内)

<https://www.gov.uk/government/publications/cross-government-trial-advice-panel-role-and-membership>

Evaluation Task Force (英国政府ウェブサイト内)

<https://www.gov.uk/government/organisations/evaluation-task-force>

Evaluation Accelerator Fund

<https://www.gov.uk/government/publications/evaluation-accelerator-fund>

### 【参考文献】

小池拓自 (2020a) 「第3章 海外における EBPM の先行事例」『EBPM (証拠に基づく政策形成) の取組と課題—総合調査報告書—』(調査資料 2019-3) 国立国会図書館、57-72。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11460682>

小池拓自 (2020b) 「エビデンス仲介機関としての英国 WWCLEG の取組—英国における地域経済成長政策と EBPM—」『レファレンス』835号、国立国会図書館、1-28。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11535749>

内山融ほか (2018) 「英国におけるエビデンスに基づく政策形成と日本への示唆—エビデンスの『需要』と『供給』に着目した分析」『REITEI Policy Discussion Paper Series』18-P-018。

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/18120003.html>

HM Government (2011) “Open Public Services White Paper,” available online:

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/255288/OpenPublicServices-WhitePaper.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/255288/OpenPublicServices-WhitePaper.pdf)

HM Government (2013) “What Works: evidence and centres for social policy,” available online:

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/136227/What\\_Works\\_publication.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/136227/What_Works_publication.pdf)

HM Treasury (2020) Spending Review 2020, available online:

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/938052/SR20\\_Web\\_Accessible.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/938052/SR20_Web_Accessible.pdf)

HM Treasury (2021) Autumn Budget and Spending Review 2021: A Strong Economy for the British People, available online:

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1043689/Budget\\_AB2021\\_Web\\_Accessible.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1043689/Budget_AB2021_Web_Accessible.pdf)

Johnstone, Richard (2021) “Budget 2021: Evaluation fund launched as departments agree new priority outcomes,” *Civil Service World* (27 Oct 2021),

<https://www.civilserviceworld.com/news/article/budget-2021-evaluation-fund-launched-as-departments-agree-new-priority-outcomes>

Markson, Tevye (2021) “Most government projects not properly evaluated – NAO,” *Civil Service World* (02 Dec 2021),

<https://www.civilserviceworld.com/news/article/most-government-projects-not-properly-evaluated-nao>

National Audit Office (2021) “Evaluating government spending,” available online:

<https://www.nao.org.uk/wp-content/uploads/2021/12/Evaluating-government-spending.pdf>

What Works Network (2014) “What Works?: evidence for decision makers,” available online:

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/676801/What\\_works\\_evidence\\_for\\_decision\\_makers\\_update\\_2018\\_01\\_12.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/676801/What_works_evidence_for_decision_makers_update_2018_01_12.pdf)

What Works Network (2018) “The What Works Network: Five Years On,” available online:

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/677478/6.4154\\_What\\_works\\_report\\_Final.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/677478/6.4154_What_works_report_Final.pdf)

What Works Network and Economic and Social Research Council (2018) “The Rise of Experimental Government: Cross-Government Trial Advice Panel Update Report,” available online:

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/753468/RiseExperimentalGovernment\\_Cross-GovTrialAdvicePanelUpdateReport.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/753468/RiseExperimentalGovernment_Cross-GovTrialAdvicePanelUpdateReport.pdf)

Wheatley, Martin (2020) “Spending Review 2020: Do outcomes for departments point to a new way of measuring performance?” *Civil Service World* (27 Nov 2020),

<https://www.civilserviceworld.com/in-depth/article/spending-review-2020-what-new-department-outcomes-mean>